10　申込書類提出先　一般財団法人建設業振興基金試験研修本部　〒105―0001　東京都港区虎ノ門４丁目２―12虎ノ門４丁目ＭＴビル２号館　電話03―5473―1581

11　合格発表　１級学科試験の合格者及び不合格者には平成27年７月24日（金）に、１級実地試験の合格者及び不合格者、２級学科試験・実地試験の合格者及び不合格者並びに学科試験のみの合格者には平成28年２月５日（金）に、基金から本人あてに文書で通知するほか、合格者の受験番号を国土交通省各地方整備局、同北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局において当該地区で受験した合格者の受験番号を掲示する。また、基金ホームページで平成28年２月５日（金）から２週間、合格者の受験番号を公表する。

12　電気工事施工管理技術検定学科試験・実地試験の免除申請

⑴　免除を受けることができる者

イ　１級　基金の行う昭和63年度までの１級電気工事技術者試験に合格した者又は平成５年度までの１級電気工事技術者特別研修の修了試験に合格した者

ロ　２級　基金の行う昭和63年度までの２級電気工事技術者試験に合格した者又は平成３年度までの２級電気工事技術者特別研修の修了試験に合格した者

⑵　提出書類

イ　受検申請書

ロ　１級又は２級技術検定試験全部免除申請書

ハ　合格証明書（前記⑴に規定する試験に合格したことを証する書面とする。）

ニ　写真１枚（縦4.5㎝×横3.5㎝、申請前６か月以内に撮影したもの）

⑶　申請の受付期間

平成27年６月26日（金）～平成27年７月10日（金）

ただし、郵送によるときは受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

⑷　申請書類郵送先　一般財団法人建設業振興基金試験研修本部　〒105―0001　東京都港区虎ノ門４丁目２―12虎ノ門４丁目ＭＴビル２号館

13　合格証明書の交付　交付申請者及び免除申請者に対し平成28年３月頃に合格証明書を交付する。

14　その他　試験の詳細については、基金の発行する「受験の手引」又は基金のホームページを参照のこと。

平成 27 年度１級管工事施工管理技術検定及び２級管工事施工管理技術検定の実施について

平成27年度１級管工事施工管理技術検定及び２級管工事施工管理技術検定の実施について、施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）第３条の規定により、次のとおり公告する。

平成 26 年 12 月 26 日　　国土交通大臣　太田　昭宏

1　受検資格

⑴　１級管工事施工管理技術検定・学科試験　次のイ、ロ、ハ、ニ、ホのいずれかに該当する者

区分	学歴又は資格	管工事施工に関する実務経験年数	
		指定学科	指定学科以外
イ	大学卒業者	卒業後３年以上	卒業後４年６ヶ月以上
	短期大学・５年制高等専門学校卒業者	卒業後５年以上	卒業後７年６ヶ月以上
	高等学校卒業者	卒業後10年以上	卒業後11年６ヶ月以上（注７）
	その他の者	15年以上	
	２級合格後３年以上の者	合格後１年以上の指導監督的実務経験及び専任の監理技術者による指導を受けた実務経験２年以上を含む３年以上	
ロ	２級合格後５年以上の者	合格後５年以上	
	２級合格後５年未満の者	高等学校卒業者	卒業後９年以上 / 卒業後10年６ヶ月以上
		その他の者	14年以上
ハ	技能検定合格者	10年以上	
ニ	高等学校・中等教育学校卒業者	卒業後８年以上の実務経験（その実務経験に指導監督的実務経験１年以上を含み、かつ、５年以上の実務経験の後専任の監理技術者による指導を受けた実務経験２年以上を含む）	
ホ	専任の主任技術者の実務経験が１年以上ある者	２級合格者	合格後３年以上の者：合格後１年以上の専任の主任技術者実務経験を含む３年以上
			合格後３年未満の者：短期大学・５年制高等専門学校卒業者：イの区分 / 卒業後７年以上
			合格後３年未満の者：高等学校卒業者：卒業後７年以上 / 卒業後８年６ヶ月以上
			合格後３年未満の者：その他の者：12年以上
		高等学校卒業者	卒業後８年以上 / 卒業後11年以上※
		その他の者	13年以上

※職業能力開発促進法による２級配管技能検定合格者、給水装置工事主任技術者にあっては９年６ヶ月以上

注１）指定学科　施工技術検定規則第２条に定める学科をいう。

注２）旧学校令　大学は、旧大学令（大正７年勅令第388号）による大学、短期大学又は５年制高等専門学校は、旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校、高等学校は、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による実業学校を含む。（以下同じ）

注３）大臣認定者　大学若しくは短期大学と同等以上の学歴又は資格を有すると認定された者は、指定試験機関が作成する「受験の手引」を参照のこと。

注４）技能検定合格者　職業能力開発促進法による技能検定のうち、検定職種を１級の「配管」（選択科目を建築配管作業とするものに限る）とするものに合格した者（職業能力開発促進法の一部を改正する省令（平成15年12月25日厚生労働省令180号）による改正前の１級の空気調和設備配管、給排水衛生設備配管、配管工とするものに合格した者を含む）

注５）実務経験年数の算定基準日　上記区分イ、ロ、ハ、ニ、ホの受検資格の実務経験年数は、それぞれ学科試験日の前日までで計算するものとする。

上記区分ロ、ホの実務経験起算日は、２級合格者は当該試験の合格発表日とする。

注６）指導監督的実務経験　上記区分イ、ロ、ハ、ニの実務経験年数のうち、１年以上の指導監督的実務経験年数が含まれていること。